

全L協保安・業務G7第217号
令和8年2月5日

正 会 員 各 位

(一社) 全国LPガス協会

令和8年春季全国火災予防運動に対する協力について (お願い)

標記につきまして、消防庁より別添のとおり協力依頼がありました。

本件は、火災予防体制の一層の充実を図ることを目的に同庁が毎年実施している運動で、本年度は令和8年3月1日から7日までの7日間にわたり実施することから協力依頼されたものです。

つきましては、都道府県協会におかれましては、会員に対し、また、直接会員におかれましては、営業所及び従業員等に対して、本運動へのご協力についてご周知くださいますようお願いいたします。

記

○消防庁ホームページ掲載アドレス

令和8年春季全国火災予防運動の実施について (長官通知)

<https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/b26e94e256a83f9e327b8256dda6f02e3599d186.pdf>



以 上
発信手段：Eメール
担当：保安・業務グループ 北邨、國坂

別添

消防予第524号
令和8年1月30日

関係各省庁
関係団体 各位

消防庁次長
(公印省略)

令和8年春季全国火災予防運動に対する協力について（依頼）

時下益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

また、平素は消防行政に対し深い御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、毎年当庁が実施しております「春季全国火災予防運動」について、本年度は令和8年3月1日から7日において実施することといたしました。

つきましては、火災予防体制の一層の充実を図るため、貴職におかれましても本運動に御協力いただきますようお願い申し上げます。

また、併せまして貴職関係機関の御協力についてもお取り計らいいただきますようお願いいたします。

なお、本運動につきましては、消防庁長官から各都道府県知事等に対して、別紙のとおり協力を依頼するとともに、都道府県内の市町村へ周知されるよう通知しておりますことを申し添えます。

※ 別紙につきましては下記URLからもご確認（PDF版）いただけます。

【令和8年春季全国火災予防運動の実施について（長官通知）】

消防庁HP <https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/2026/>



<連絡先>
消防庁予防課予防係
担当: 谷川、清水
電話: 03-5253-7523

消 防 予 第 523 号
令 和 8 年 1 月 30 日

各都道府県知事
各指定都市市長

} 殿

消 防 庁 長 官
(公 印 省 略)

令和 8 年 春 季 全 国 火 災 予 防 運 動 の 実 施 に つ い て

本年の春季全国火災予防運動については、令和 8 年 3 月 1 日から 7 日までの 7 日間にわたり、別添「令和 8 年 春 季 全 国 火 災 予 防 運 動 実 施 要 綱」に基づき、実施することといたします。

貴職におかれましては、本運動及び関連行事への住民の積極的な参加を促し、火災及び災害に強いまちづくりの継続的な推進をお願いいたします。

なお、各都道府県知事におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても周知していただきますようお願いいたします。

令和8年春季全国火災予防運動実施要綱

1 目的

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的とする。

全国の火災の状況をみると、住宅火災の件数及び死者数は、平成17年から令和2年にかけて減少傾向が続いていたが、令和3年以降は再び増加傾向にある。死者数の内訳として、65歳以上の高齢者が7割を超えており、今後予想される更なる少子高齢化や高齢者単身世帯の増加等を勘案すると、高齢者の人命安全確保は喫緊の課題となっている。

加えて、令和7年11月に大分市で発生した大規模火災では、密集市街地における延焼拡大の危険性が改めて認識されたところであり、密集市街地における住宅防火対策を徹底することが必要である。

また、近年の大規模地震では電気に起因する火災が多く発生しており、南海トラフ地震や首都直下地震の被害想定においても、火災による大きな物的被害及び人的被害が想定されているところであり、感震ブレーカーの設置をはじめとする地震火災対策を推進する必要がある。

さらに、令和7年は大船渡市、岡山市、今治市などで大規模な林野火災が発生し、今年に入ってから上野原市などで大規模な林野火災が発生した。林野火災は、例年1月から増加し始め、2月から5月にかけて特に多く発生する傾向があり、その背景として、春の行楽シーズンを迎え山に入る人が増加するとともに、農作業のため火入れや枯草焼きなどが行われることに伴い、火の不始末や火の粉が山林に飛び火することなどがあることから、火災予防を徹底する必要がある。

このような状況を踏まえ、以下2及び3の項目を中心として火災対策の推進を図る。

2 重点推進項目

- (1) 住宅防火対策の推進
- (2) 地震火災対策の推進
- (3) 林野火災予防対策の推進

3 推進項目

- (1) 防火対象物等における防火安全対策の徹底
- (2) 製品火災の発生防止に向けた取組みの推進
- (3) 多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底

- (4) 乾燥時及び強風時の火災に対する警戒の強化
- (5) 放火火災防止対策の推進

4 防火標語（2025 年度全国統一防火標語）

『急ぐ日も 足止め火を止め 準備よし』

5 実施期間

令和8年3月1日（日）から3月7日（土）までの7日間

6 山火事予防運動及び車両火災予防運動の一体的な実施

山火事予防運動及び車両火災予防運動についても、別紙1及び別紙2のとおり、本火災予防運動と同一の実施期間に開催されるものであり、関係機関と連携し、一体的に実施されたい。

令和8年全国山火事予防運動実施要綱

1 目的

この運動は、広く国民に山火事予防意識の啓発を図るとともに、予防対策を強化し、森林の保全と地域の安全に資することを目的とする。

2 主唱

林野庁、消防庁

3 統一標語

「山火事を 起こすも防ぐも 私たち」

4 統一実施期間

令和8年3月1日から3月7日まで（消防庁等が実施する春季全国火災予防運動と同一期間）

なお、地域における山火事発生状況等を考慮した効果的な運動の推進を図るため、当該期間以外の期間を山火事予防運動の実施期間とすることを妨げない。

5 山火事予防に効果的と考えられる実施項目

(1) 啓発の対象者に応じた効果的な手法・タイミング等にも留意しつつ、駅、市町村の庁舎、学校、登山口等への警報旗、山火事予防ポスター等の掲示やテレビ、ラジオ、有線放送、新聞、SNSを始めとしたインターネット等の各種広報媒体の活用等により、入山者、地域住民等に対し山火事予防意識の高揚を図る。

特に、林野火災注意報、林野火災警報など林野火災予防に関する周知を行うとともに、防火指導に取り組む。

(2) ハイカー等の入山者、森林所有者、林内及び森林周辺の農地及び作業現場の作業者、地域住民、小中学校の児童・生徒等を対象に次の重点事項の啓発活動を実施する。

ア 林野火災注意報、林野火災警報の発令時など乾燥・強風時には、屋外での火の使用をしないこと

イ 枯れ草等のある火災が起こりやすい場所では、たき火をしないこと

ウ たき火等火気の使用中はその場を離れず、使用後は完全に消火すること

エ 火入れを行う際は市町村長の許可を必ず受けるとともに、あらかじめ必要な防火対策を講じること

オ たばこは、指定された場所で喫煙し、吸いがらは必ず消すとともに、投げ捨てないこと

カ 火遊びはしないこと、また、させないこと

(3) 林野火災警報発令中など、林野火災の発生しやすい状況となったときには、関係部局や機関が協力して、住宅地等に近接する森林での重点的な森林パトロールを実施するなど森林の保全管理体制の強化を図ることにより、林野火災の未然防止、早期発見に努める。

(4) 森林又は森林に近接している土地における火災の予防のため、農林業関係者等と消防関係者等との密接な連携の下に、初期消火を中心とする消防訓練、研修会、予防及び消火資機材等の適切な点検・管理、資機材搬送等への活用が期待される林業機械の確認等を実施し、森林情報を活用しつつ、地域の実情に即した予防対策を計画的に講

ずるよう努める。

- (5) 地域住民、農林業関係者等による山火事予防組織の育成強化を図るとともに、これらの組織が女性（婦人）防火クラブ等のいわゆる民間防火組織と連携を図り、予防活動を行うよう要請する。

令和 8 年車両火災予防運動実施要綱

1 目 的

この運動は、車両交通の関係者及び利用者の火災予防思想の高揚を図り、もって車両等の火災を予防し、安全な輸送を確保することを目的とする。

2 主 唱

消防庁、国土交通省

3 実施期間

令和 8 年 3 月 1 日（日）から 3 月 7 日（土）まで（消防庁等が実施する春季全国火災予防運動と同一期間）

4 実施対象

- (1) すべての車両
- (2) 駅舎及びこれに付属する建築物
- (3) 車両の通行の用に供するトンネル

5 車両火災予防上、効果的と考えられる推進項目

- (1) 駅舎及びトンネルの防火安全対策の徹底
 - ア 初期消火、通報及び避難訓練の実施
 - イ 消防用設備等の点検整備の励行及び取扱方法の習熟
 - ウ 地下駅舎及びトンネルにおける防災体制の整備・充実
- (2) 危険物品の車両内への持込み禁止
- (3) 車両からのたばこの投げ捨て防止
- (4) 車両の防火安全対策の徹底
 - ア 初期消火、通報及び避難訓練の実施
 - イ 消火器設置義務車両の消火器の点検整備及び取扱方法の習熟
 - ウ 車両への消火器設置の普及促進
 - エ 自動車等のボディカバーにおける防災製品の使用促進
 - オ 車両の内燃機関、電気系統等の点検整備
- (5) キッチンカー等における火気使用設備の点検、整備の励行
- (6) 危険物品及び有害物品の安全輸送の励行
- (7) 水底トンネル等における危険物等を積載する車両の通行の禁止又は制限の遵守

6 その他

国土交通省は、消防機関と連携し、本運動の実施に関し、警察機関等の関係機関と相互に密接な連絡をとるものとする。

また、消防機関においても必要に応じ、車両、車庫及び関係建物等の防火対象物に対して査察指導を実施することにより、効果的に車両火災予防思想の高揚を図ることとする。